

第一章 南部の私大

一 南部の私大とは

かつて、旧暦十二月が小（二十九日）ならば、大（三十日）に直し、大晦日・翌年の元旦などを頒暦から一日遅らす風習が、日本の北部、主に南部氏の支配地域（現在の岩手県と青森県の東半分）にあった。これが「南部の私大^{わたくしだい}」といわれる風習である。

南部の私大については、工藤紘一氏（「南部の私大」『岩手県立博物館研究報告』第九号）や、中村治子氏（「南部の私大」『暦の百科事典』（暦の会編、新人物往来社）などの研究がある。それらを参考にさせていただいた。感謝を申し上げます。

二 盛岡藩の私大

二―一 盛岡藩雑書の私大

私大についての史料は江戸時代のものしかない。盛岡藩には「家老席日記」が残っている、翻刻出版されている（盛岡市教育委員会『盛岡藩雑書』。以下、『雑書』と略称する）。この記事によって私大をみていこう。

確認できる最古の私大は慶安二年であり、十二月三十日に「今月小にて元日之筈二候へ共、御佳例にて如此」とある。今日は元日だが、佳例によって大晦日にするという。翌三年正月大には「正月小 曆雖為大晦、依先例吉慶、旧極之月為小以大故当月にて也」とあり、正月大は十日の日付が欠け、三十日までであった。しかし日数は二九日で、小の月となる。この年も私大であり、翌四年正月大は廿九日で終わっている。

次の私大は承応元年であり、翌二年正月大は廿九日で終わっている。この年も私大になり、十二月三十日に「極月晦日」とある。翌三年正月大は慶安三年と同じく、十日が欠けて、三十日までである。

明暦二年十二月小は廿九日で終わっている、なんらかの理由で私大が中止されたようだ。翌三年の日記は残っていない。次の万治二年も私大の年であるが、二年・三年の日記はない。

この後の私大は、「盛岡藩と八戸藩との私大」比較表を見ていただきたい。工藤氏は享保七年までの記事を掲載されている。この表を見ると、十二月が廿八日で終わるとか、翌年正月から一日削除されていない年がある。日記を根拠としているので、日付の正確さに多少問題があるかもしれない。

さて、私大について興味ある記事を紹介しよう。

寛文五年は私大だが、大晦日に火事があった。翌六年正月四日に

一 寛文五年極月大ノ晦日戌ノ刻、鹿角小角豆沢大日堂焼亡、神火にて可有と別当申参候

由にて、御代官日戸十内今日申上ル、右之趣九左衛門披露之

とある。そして寛文八年は私大になった。翌九年正月小の月末は廿八日であった。この年もまた私大で、翌十年正月小の廿八日に「小ヲ為大、依之今日晦日也」とあつて、廿八日で終わっている。

延宝四年も私大で、翌五年正月大は廿九日で終わっている。同五年の私大は、翌年正月大を廿九日で終わらせている。同六年も私大であり、翌七年正月小は廿八日で終わる。貞享二年も私大だが、翌三年の日記はない。さらにこの年も私大であり、翌四年正月大は廿九日を抜いて、三十日で終わった。

元禄二年も私大であり、翌三年正月大には十九日を廿日に直し、

一 今日より廿日ニ御直可被遊之旨、昨晚山田太右衛門を以被仰出之とある。次は同六年であり、翌七年正月大は、十九日の日付が欠けて、廿日には

一 今日より暦の廿日直ル、此段郡山・花巻、其外在々へ申遣之

と記されている。十九日の日付を抜いて、廿日から頒暦の日付と合わせることを、郡山や花巻その他の地域へ連絡したわけである。これで領内一斉に日付を変更したと考えられる。この年の正月大は三十日で終わる。

そしてこの年もまた私大であった。翌八年正月十三日に

一 来十九日より暦の廿日ニ直候段、御家中不残御代官方へ手紙を以申遣之

十九日がなくて、廿日に「今日より暦の廿日ニ直ル」とある。正月大は廿九日が月末と

なった。

こうして盛岡藩では、正月十九日を削除して、十八日から廿日へ飛ぶという日付修正法が、この頃に確定し、明治まで続いた。ところで、正月廿日には芽出しの祝儀がずつと行われていた。この祝儀が重要なので、その翌日から頒曆と合わせたとも考えられるが、廿日の芽出しとはいったい何であろうか。なお、八戸藩では廿日の芽出しはそんなに重要視されていなかったようだ。

ただし、宝永三年正月に、私大について重要な記事がみられる。まず八日は日付のみであり、九日に次のような記事がある。

一 如御佳例、旧臘小之時は、依御国之私大、来ル十九日より曆之廿日御直被成候所、当年は今日より曆之九日ニ御直被成、向後旧臘小之時は右之通可仕之旨、毛馬内左膳を以被仰出、御家中諸士へ御目付中原清九郎を以申触之、所々御代官中へ老中より以書状申遣之私大の翌年の日付修正法は正月十九日を抜かすようになったはずだが、これからは正月八日を削除して九日へ飛ばし、しかもこれは領内で一斉に行なわれるようにしたと考えられる。ただしこの修正は一回限りであった。

私大の起源は遠い時代まで遡るかもしれないが、その風習が江戸時代初期に始まったか、それとも復活したのではないか、と私は考える。それは寛永時代に、私大を廃止しようとした藩主南部重直がいたからである（『祐清私記』）。

二―二 雑書以外の私大

盛岡藩田名部の菊池家「雑書」（青森県立図書館所蔵）は数年分が残されているが、私大に触れている所もある。寛政十二年十二月は廿九日の後に大晦日があり、翌年正月にはま
ず「正月朔私大」とあり、十九日は暦の廿日とあり、廿一日へ続く。文化六年には大晦日
があり、翌年正月十八日に、

一 明十九日暦之廿日ニ御直被成候旨、諸士寺院在所触ル
とあって、十九日の日付はない。

天保七年の十二月は廿八日で終わっており、翌年正月は「元日暦の二日也」とあり、十
九日の日付がない。

また盛岡藩三戸の石井家「万日記」（青森県立図書館所蔵）には、文久二年十二月三十日
に次のようにある。

一 今日私大に付き、暦の元日に相当候所

一 一応は大晦日でありながら、元日の気分をかくしきれない気持ちちが記されている。この
ような記事は慶応元年十二月三十日にも見られる。

一 晴天。今日私大に付、今日暦の元日。『世事百談』に曰、朝旦晴れば万物不成と、明
年の世中如何と心配罷在候

翌二年正月廿日にも、「今日は十九日の処、暦の廿日に御直被成候事」とあり、三戸で
も十九日を削除して、十八日から廿日へ飛ばしたことになる。

青森県十和田市に関わる『三本木開拓誌』（『三本木開拓誌』復刻刊行会）にも、文久二年が私大であり、翌三年の記事に「正月元旦 私大晦日（ちのへ申）晴静お日和」とあり、二日を元旦に直し、十九日を抜かした。元治元年も私大であり、翌慶応元年正月には「私大に付十九日を廿日に相直し 改正」とあった。

明治元年も私大であって、上山守古の『日記』には次のようにある。

明治二年正月十七日

一 御旧例の通、来ル十九日二十日ニ御直被成候旨、御触流有之

逆に私大が守られなかった例もいくつかある。

『雑書』の文化九年十二月六日に

「前々より私大の節は、暦の元日を晦日と相心得、門松立来候得共、門松之儀ハ一両三日早く立候類も世上有内之事故、向後私大の節は御国の廿九日、暦の晦日ニ門松立可申候、其外正月の祝式は、是迄の通相心得可申事」とある。

これは門松は大晦日に立てるのが原則であるが、少し早めに立てるようになってきた。しかし私大の年には十二月廿九日に、すなわち頒歴の大晦日に立てよ、と指示したわけがある。

これを承けて、文化十四年私大の年に、「宮古御水主文書」には次のようにある。門松建方の儀は、文化九年御沙汰被成置候得共、尚又為念此旨為相心得、右之通

一 門松建方の儀は、曆の廿九日相建可申事

一 来正月曆の元日を、晦日にいたし可申事

盛岡藩五戸の多門院には次のような文書(青森県立図書館所蔵)が残っており、宗教行事では私大を守っていなかったことが分かる。

「 覚 私大節は角松廿九日に立つべきこと。私大の祝寺院では廿九日を晦日、元日、二日、三日は祈禱を厳守のこと
―(八二文書の要旨)

「 覚 十二月小の年は前々より私大と被成、年始御祝成、其外共ニ御家風の通、御祝被成候得共、諸寺院ニ於みて御祈禱勤行并宗法等の儀は、一統御旧例ニ相抱不申、十二月小の年は、廿九日を晦日ニ用ひ、元日二日三日三ケ日御祈禱相勤、都て勤行等の儀は内并曆の通相心得可申事

十月(年号欠)

―(一四二文書)

南部地方独特の盛岡絵曆(いわゆる盲曆)は民間に広く流布していたが、これには十二月小もみられる(岡田芳朗『南部絵曆』)ので、私大が守られていたとはいえないようだ。ただし、印刷物に私大を記すのは、遠慮したという見方もできるだろう。

慶応三年の暮れに盛岡藩士那珂梧楼は、江戸金地院で謹慎していた(『幽囚日記(那珂梧楼日記)』)。その日記によると、十二月三十日に「今日は曆の元日なるにより、御札として御登城あり」。そして翌明治元年正月十九日の日付はなく、廿日には「御恒例ニより、

十九日一日御遺しにて廿日となされたる也」と記している。

そして次のような漢詩を残している。

私大

敢将歳序論公私

三代制田三代為

珍重邦基屹不動

春風一日入場遅

盛岡では江戸屋敷と連絡をするときに、私大の翌年正月の日付が食い違うことがある。

そこで「江戸表去ル十五日立五日振の飛脚」と、頒曆の日付で記されている。

二―三 旅行者の報告

寛政年間に盛岡藩領の下北半島で過ごした菅江真澄は、ある年に人々が元日になっても正月を祝わぬことを知った。それを日記に記している。

「寛政四年十二月三十日 わたくし大なといふわさもあらで、ただこよみのはかせにまかせたり」（読点を適当に挿入した。「牧の冬かれ」『日本庶民生活史料集成』第三巻）。

「五年十二月廿九日 小なれはことしもけふにくれなんとす、（中略）あけなはあら玉のとしのはしめなから、この国のふりとして、しはすにあれば、わたくし大ということをして、むつきの朔のよを除夜にさたむれば、いまたとしはてぬこちすれと、こよひをかき

るならひに猶おしまれたり」。

「寛政六年一月一日　ことし寛政六という朝裳吉木兄（あさもよしきのえ）のとし、五日の風うそふきおこす寅のはる、むつきの朔にあたれるけふを、去年にかそへて入てけるためしは」（『奥の手ぶり』同）

旅芸人の富本繁太夫も私大について報告している（「筆満可勢」『日本庶民生活史料集成』第三卷）。文政十一年は私大の年であった。

「南部国風にて、大晦日を私大と名付て、小の月は大に直し、元日が大晦日也。年明けて正月十九日に御上より、今日より廿日と御触出る。」（十二月廿五日）。

「当年大晦日なれとも、前に記すわたくし大になし、翌日大晦日となる。」

三 八戸藩の私大

三―一 八戸藩庁日記の私大

八戸藩は寛文四年に盛岡藩から分離して成立した。翌五年から八戸藩庁日記（「目付所日記」、後に「勘定所日記」も。以下、日記と略称する）が作られている（八戸市立図書館蔵）。この年は私大だが、十二月の日記は途中で終わっているので、私大を確認できない。翌六年も私大になるが、日記は現存せず、また翌七年の日記は七月以前が紛失しているのが、私大を確認できない。この年も私大になり、十二月廿九日の後に三十日の記事があるが、私大には触れていない。

しかし翌八年正月大には、

当月ハ雖為大御家御祝儀旧冬極月小へ一日入候にて、今月小二被遊故、万事廿九日晦日とあり、廿九日で終わっている。

この年もまた私大になった。十二月三十日の記事は簡単に

「極月小たりといへども、依御吉例、正月一日極月へ一日入」とある。翌九年正月小は廿九日まで全ての日付が記載されている。この年もまた私大であるが、十二月小は廿八日で終わっている。翌十年の日記は現存しない。

この後の私大は、前記の「盛岡藩と八戸藩との私大」比較表を見ていただきたい。工藤氏は文政九年までを掲載されている。私大について興味深い記事を紹介する。

宝永元年は私大であり、翌二年の正月大は日付は廿二日が欠けて、廿三日に「今日より改日」とあり、三十日で終わる。この年もまた私大であり、翌年正月廿二日には

一 今日より暦の通日改二付、廿一日略之とあり、廿一日の日付がなく、三十日で終わっている。

こういう経過をたどって、八戸藩では私大の翌年正月の廿一日を削除して、頒暦と日付を合わせるといふ修正法が確定した、といえる。

さて、一般の人々にとって私大はどうだったろうか。

寛延元年正月十八日には

一 私大ニ付、来ル廿一日廿二日と相改候間、右之趣ヲ以、市中江罷出候様、御代官共江申付候様ニ、御勘定頭江申達ス

と指示が出された。さらに、翌二年正月二十一日には

一 私大ニ付、明廿二日より暦之通相直り候ニ付、明後廿三日市相立候様、御町奉行・御勘定頭江被仰付 今日より暦之通相直ル
と記されている。

廿三日に市が立つわけだが、廿一日を抜くから、廿三日が一日早く来ることを、領内へ周知させたわけである。人々は日付の修正法になれていないため、通達を出さねばならなかったことになる。

宝暦七年十二月晦日

一 今日暦之元日之処、御家例を以晦日ニ被成御祝

とところで、日付の修正は、廿日から翌日になる真夜中を境にして、廿一日を削除して、廿二日へ飛ぶと考えるのが普通だろう。しかし興味深いことには、日付が何時から訂正されるのかという説明もある。宝暦四年正月廿日の日付の下に、「昼より暦ノ廿一日直ル」とある。正月廿日の午前は廿日、午後は廿一日、そして翌日は廿二日となったようだ。ただしこのような記事は一例だけである。

人々は次第に日付修正法になれていったことであろう。そこでもう日付修正の通達は出さなくてもよい、と藩は判断した。明和五年正月十五日に、日付を訂正するが、これから

は触れを出さなくてもよいと指示した。

一 私大ニ付、来廿一日廿二日と改候ニ付、御触書御勘定頭并御町奉行へ御渡被成、尤以来私大の節ハ御触書被指出間舖の旨、書加被指出

この後は、私大の翌年には達しがなくても、正月廿一日の日付が削除され、廿二日へ飛ぶという風習が、明治まで続いた。

三―二 藩庁日記以外の私大

八戸藩の藩士は当然ながら私大の風習を守っていた。いくつかの日記を見てみよう（いずれも八戸市立図書館所蔵）。

川勝家の宝暦三年十二月晦日（廿九日の翌日）

一 今朝門松建御年たなへかさり、夕御膳祝上也、夕飯祝、下々へも肴酒遣

一 歳暮御祝儀罷上候様昨日御廻状ニ付、夕方より能しめ着用ふくさ小袖着用、鐘のし返罷上

中里家の安永六年正月廿二日 晴の下に、「今日より曆ニ直、廿一日なし、廿二日ニ成ル」とある。

寛政六年正月廿二日

一 今日より曆ニ相直り、廿一日無之

文化三年正月廿二日

一 今日より曆之通相直ル

遠山家の文政十一年正月廿二日

一 旧臘私大付、今日廿二日ニ相成

明治二年正月には廿日から廿二日へ日付を飛ばしているが、何の注記もない。

三―三 私大の受け止められ方

八戸藩内では私大はどのように受け止められていたのだろうか。

問題は、盛岡藩と同じく宗教面にあつたようだ。いくつかを拾ってみる。

延享二年閏十二月晦日

一 殿様四時、南宗寺へ被遊御仏詣、即刻被遊帰、右ハ当年私大二付、来正月元日曆の二日ニて御精進の処、今日へ御取越被遊候付、右の通也

享保十七年正月七日

一 今日曆之八日ニ付、八時過法霊・神明・長者山三社江御社参、夫より南宗寺・本寿寺江御仏参、御烏帽子御大紋為召御出、御先供之内壺人御烏帽子箱持相勤之

正月二日は藩主の精進日であるが、私大の翌年には八戸藩内ではこれが元日になってしまふ。そこで年内にそれを済ませた。盛岡藩では精進日は頒曆の日付で行なわれるのとは対照的である。

宝暦五年十二月廿五日